

平成20年10月22日

## 工事請負契約における単品スライド条項の運用について

杉並区においては、工事請負契約書第26条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり、運用することとしました。

### 記

#### 1 対象資材

- ・ 鋼材類及び燃料油に加え、対象を拡大し、その他の資材を追加

#### 2 契約変更の条件

- ・ 品目ごとの資材価格の変動額が、基準額（対象工事金額の1%）を超えた場合に契約変更

#### 3 契約変更時期

- ・ 受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施

#### 4 受注者負担

- ・ 対象工事金額の0.5%相当額  
その他運用の概要については、別紙参照

#### 【問合せ先】

政策経営部経理契約担当

(03)3312-2111(内線1535)

## 単品スライド条項適用の概要

### 【1 対象資材】

鋼材類及び燃料油

(鋼材類) H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品(管材、ガードレール等)、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料(燃料油) ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

[適用日:平成20年9月19日]

以外の資材で価格上昇要因が明確であるもの(以下「その他の資材」という)

[適用日:平成20年10月15日]

### 【2 適用対象契約】

- ・ 契約書に単品スライド条項が規定された工事請負契約で、適用日時点で契約期間内または契約締結が適用日以降のもの(適用日は、資材ごとに定める適用日を基準とする)

### 【3 契約変更の条件】

- ・ 資材価格の変動額(1)が、基準額(2)を超えた場合
  - 1 鋼材類及び燃料油、その他資材の品目のそれぞれの変動額(ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、既済部分に含まれる資材の変動額は含まない額、一部しゅん功も同様)
  - 2 基準額: 対象工事金額(3)の1%
  - 3 対象工事金額は契約金額を基本とするが、適用日以前に既済部分がある場合は、契約金額から既済部分に相当する金額を控除した額(一部しゅん功も同様)

### 【4 契約変更時期等】

- ・ 工期末の2箇月前までに、受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施(請求時の資材購入に関する資料提出を原則とするが、建築工事等は簡略化)

### 【5 受注者負担】

- ・ 対象工事金額(3)の0.5%相当額

### 【6 契約変更の特例】

- ・ 変動額算定方法確定までの期間における特例的な取扱を規定

### 【7 相談、問合せ】

- ・ 個別の契約案件については、工事監督員または工事主管課の担当窓口